

いちき串木野市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

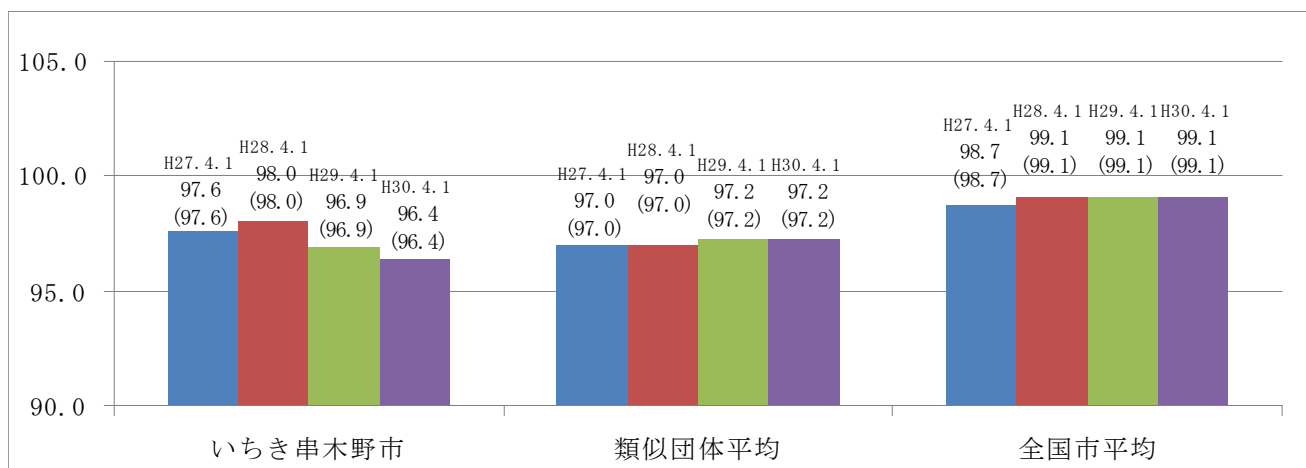
区分	住民基本台帳人口 (平成30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)平成28年度 の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成29年度	28,485	17,871,950	446,373	2,723,997	15.2	16.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似 団体平均一人 当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成29年度	291	1,227,388	161,540	491,080	1,880,008	6,461	5,862

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平

均したものである。

※ 平成 30 年 4 月 1 日のラスパイレズ指数が、① 3 年前に比べ 1 ポイント以上上昇している場合、
② 3 年連続で上昇している場合、③ 100 を超えている場合について、その理由及び改善の見込み
該当なし

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
平成 30年度	円 —	円 —	円 — (-%)	% —	% —	% 0.16

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の 4 月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

② 特別給 (期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
平成 30年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	月 4.45

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2 % の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容 (平均引下げ率、実施 (実施予定) 時期、経過措置の有無等具体的な内容 (未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 2 % 引下げ。なお、激変緩和のため、3 年間 (平成 30 年 3 月 31 日まで) の経過措置 (現給保障) を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

実施内容

派遣職員に係る地域手当については、国の基準と同様の見直しを実施。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。
(平成 27 年 4 月 1 日実施)

(6)特記事項

市長、副市長及び教育長の給料は、1%から最大5%まで減額して支給。
管理職手当は、約10%を減額して支給。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成30年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
いちき串木野市	44.3歳	330,219円	368,022円	354,454円
鹿児島県	44.7歳	322,200円	394,441円	355,063円
国	43.5歳	329,845円	—	410,940円
類似団体	42.3歳	313,197円	365,418円	339,454円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
いちき串木野市	51.3歳	15人	323,147円	336,500円	332,580円	—	—	—	—
うち学校給食員	56.1歳	7人	325,529円	333,944円	330,958円	調理士	44.7歳	198,500円	1.68
うち用務員	50.3歳	3人	355,133円	359,933円	355,133円	用務員	55.6歳	207,200円	1.74
うち清掃職員	36.2歳	3人	243,867円	278,701円	274,034円	廃棄物処理業 従業員	45.8歳	293,000円	0.95
鹿児島県	54.2歳	260人	326,200円	371,623円	350,047円	—	—	—	—
国	50.7歳	2,553人	286,817円	—	328,637円	—	—	—	—
類似団体	50.8歳	12人	315,901円	340,616円	328,364円	—	—	—	—

区分	参考		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
いちき串木野市	—	—	—
うち学校給食員	5,597,028円	2,694,200円	2.08
うち用務員	6,079,296円	2,808,700円	2.16
うち清掃職員	4,561,612円	4,038,000円	1.13

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成26～28年の3ヶ年平均)。
※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
いちき串木野市	49.7歳	386,045円	415,362円
鹿児島県	45.8歳	381,200円	445,549円
類似団体	38.8歳	283,410円	306,142円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成30年4月1日現在)

区 分		いちき串木野市	鹿児島県	国
一般行政職	大学卒	179,200円	179,700円	179,200円
	高校卒	147,100円	147,500円	147,100円
技能労務職	高校卒	144,500円	154,400円	－円
	中学卒	－円	136,900円	－円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成30年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	251,400円	330,250円	372,575円	－
	高校卒	－	323,800円	360,140円	－
技能労務職	高校卒	－	－	328,900円	－
	中学卒	－	－	－	－

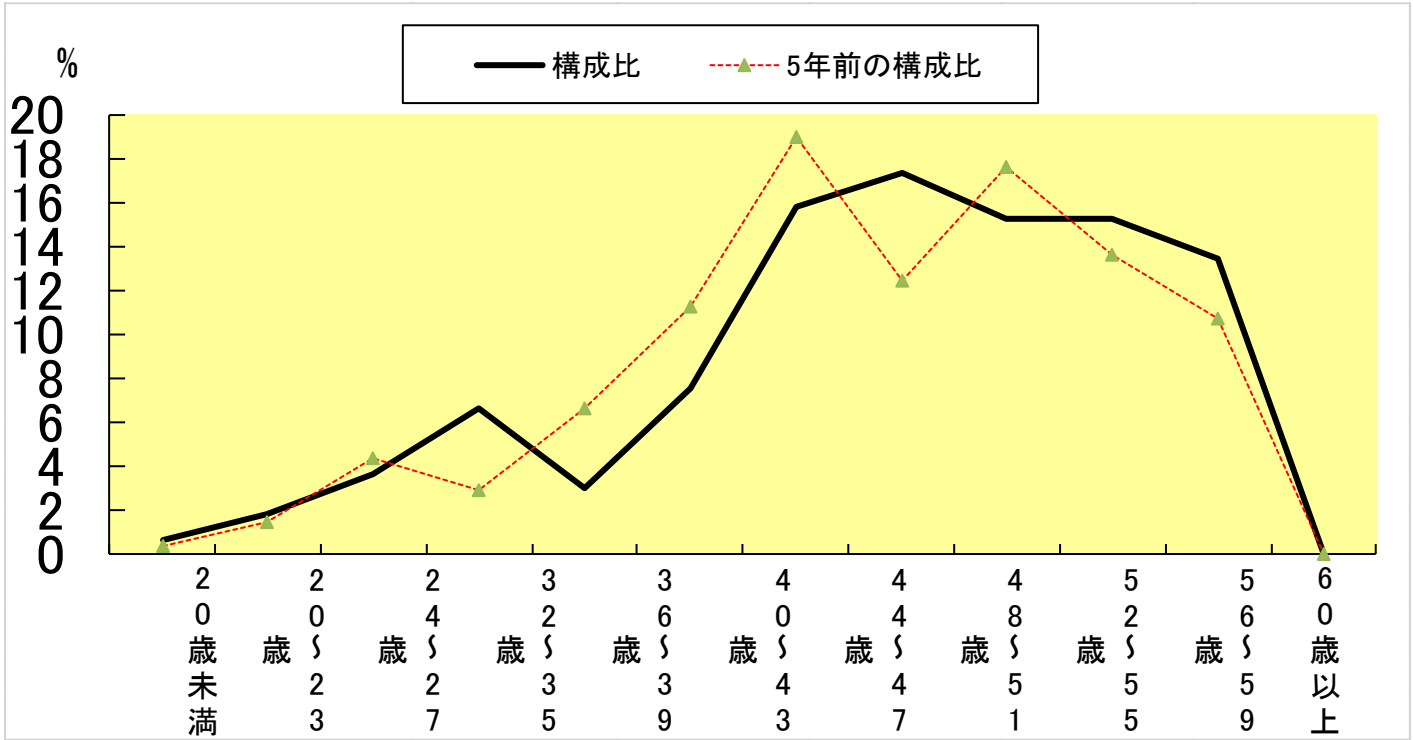
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成30年4月1日現在)

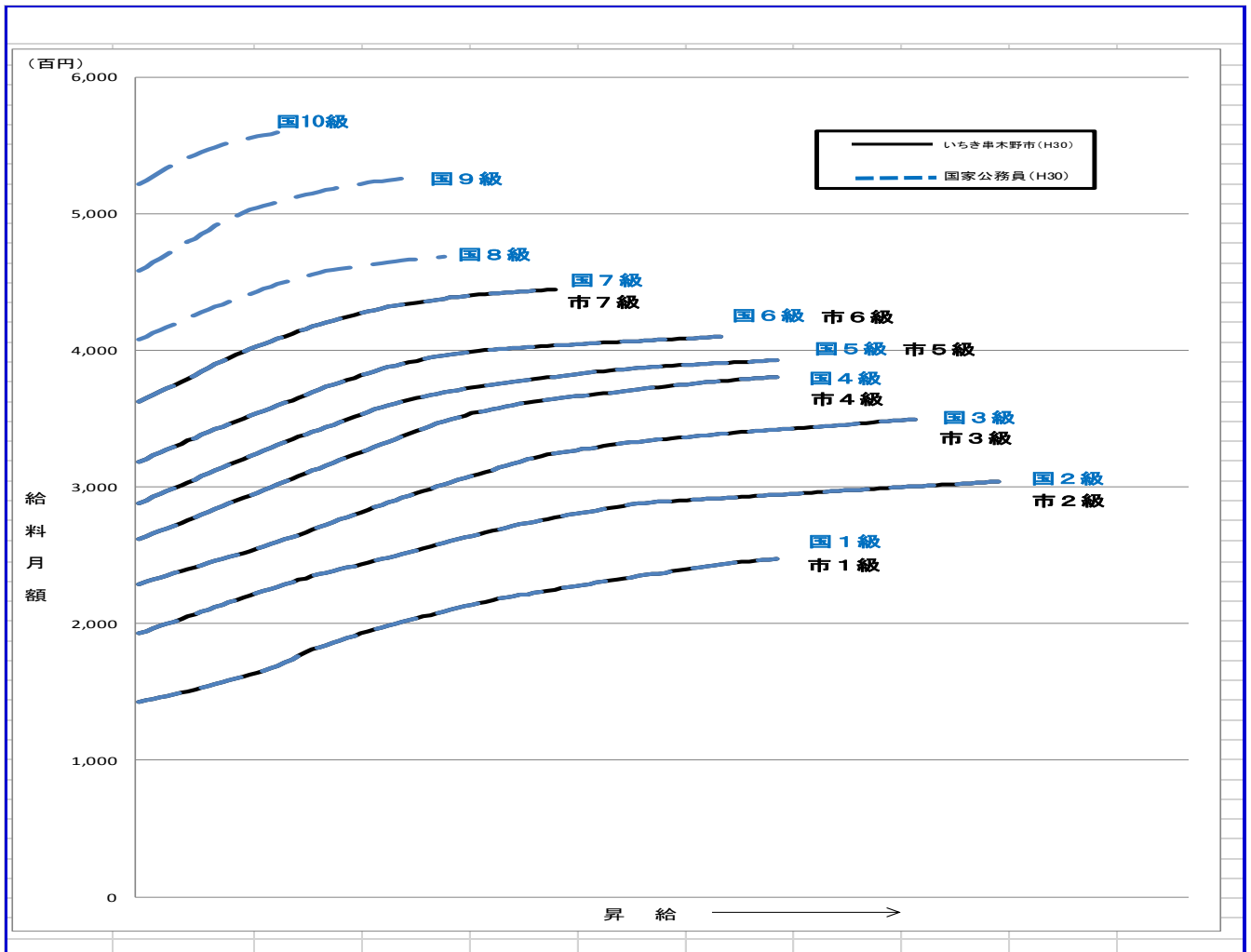
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事・技師・主事補・技師補	22人	10.8%	142,600円	247,100円
2級	主事(技師)	11人	5.4%	192,700円	303,800円
3級	主任	29人	14.3%	228,900円	349,600円
4級	係長・主査	71人	35.0%	262,000円	380,600円
5級	課長補佐・主幹	43人	21.2%	288,000円	392,600円
6級	課長・参事・主監	26人	12.8%	318,500円	409,800円
7級	課長	1人	0.5%	362,300円	444,500円

(注) 1 いちき串木野市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (平成 30 年 4 月 1 日現在)



(2) 昇給への人事評価の活用状況（いちき串木野市）

平成 30 年 4 月 2 日から平成 31 年 4 月 1 日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和 2 年度		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

いちき串木野市	鹿児島県	国
1 人当たり平均支給額（平成 29 年度） 1,628 千円	1 人当たり平均支給額（平成 29 年度） 1,682 千円	—
（平成 29 年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 （ 1.45 ）月分 （ 0.85 ）月分	（平成 29 年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 （ 1.45 ）月分 （ 0.85 ）月分	（平成 29 年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 （ 1.45 ）月分 （ 0.85 ）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（いちき串木野市）

平成 30 年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率				

上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	平成 31 年度		未定	

(2) 退職手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

いちき串木野市		国	
(支給率)	自己都合 応募認定・定年	(支給率)	自己都合 応募認定・定年
勤続 20 年	19.6695 月分 24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分 24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分 33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分 33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分 47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分 47.709 月分
最高限度額	47.709 月分 47.709 月分	最高限度額	47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率 2 ~ 45%)		その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率 2 ~ 45%)	
1 人当たり平均支給額 13,967 千円 20,589 千円			

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 29 年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成 29 年度決算）		689 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 29 年度決算）		689,328 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	20.0 %	— 人	20.0 %
大阪府特別区	16.0 %	1 人	16.0 %

(4) 特殊勤務手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成 29 年度決算）		2,133 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 29 年度決算）		34,972 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成 29 年度）		18.6 %		
手当の種類（手当数）		13		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成 29 年度決算)	左記職員に対する支給 単価
税務手当	従事職員（右業務を主とする）	市税徴収及び滞納整理業務	267 千円	月額 200 円
防疫手当	従事職員	感染症の患者及びその疑いのある患者の救護作業等業務	—	月額 500 円
福祉手当	福祉（生活保護）に従事する職員	社会福祉主事の業務	172 千円	月額 200 円
行旅病人及び行旅死亡人取	従事職員	行旅病人及び行旅死亡人取扱業	—	行旅病人保護又は移送 日額 1,000 円

扱手当		務		行旅死亡人の収容 1件当たり2,000円
年末年始勤務 手当	従事職員	年末年始の休日 において市長が 特に指定する業 務	—	日額2,600円（当該業 務が4時間未満の場合 は1,300円）
保健指導現業 事務手当	保健師の従事職員	結核患者等の保 健指導業務	—	日額100円
特殊作業従事 手当	① 道路・環境整備 を主とする職員 ② 消防職員	① 道路・環境整備 の業務 ② はしご付消防 自動車・救急救助 ・火災鎮圧・潜水 業務	— 805千円	① 日 額 200 円 ② 1 回当たり200円
夜間特殊業務 手当	消防職員	深夜（午後10時か ら午前5時まで） の火災防止等の 業務	744千円	1回当たり250円 （2時間未満の場合）
海上業務従事 手当	従事職員	海上作業業務	—	日額200円
用地交渉手当	従事職員	公共用地取得の 交渉業務	68千円	日額300円
家畜伝染病防 疫手当	従事職員	家畜伝染病予防 及び防疫業務	—	日額500円
高所作業手当	建築業務に従事す る職員	10m以上の箇所 での現場指導、検 査又は調査業務	—	10m以上 日額200円 30m以上 日額250円
小動物死体収 集業務手当	従事職員	小動物の死体収 集業務	77千円	1体当たり500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成29年度決算）	51,211千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	169千円
支給実績（平成28年度決算）	55,662千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	190千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成29・28年度決算）」
と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給
対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当 (平成30年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成29年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者 10,000円 ・ 配偶者がいない場合の1人目 10,000円 ・ 上記以外の場合 8,000円 ・ 配偶者がいない場合の父母等1人目 9,000円 ・ 上記以外の場合 6,500円 ・ 16歳から22歳までの子がいる場合 5,000円 	同じ	—	51,466千円	279,707円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 借家・借間居住者(家賃月額12000円を超える場合に限る) 最高額 27,000円 	同じ	—	18,090千円	282,656円
通勤手当	片道2km以上の職員に対し通勤距離に応じて支給 3,500円～13,700円	異なる	交通用具使用に係る使用距離区分と支給額	12,927千円	78,345円
管理職手当	管理監督の地位にある職員のうち規則で定める職にある職員に支給 44,600円	同じ	—	13,960千円	465,333円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して支給 勤務1時間当たり勤務1時間当たりの給与額の135/100の額	同じ	—	16,418千円	631,462円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した全時間に対して支給 勤務1時間当たりの給与額の25/100を越えない範囲	同じ	—	2,860千円	73,333円
管理職特別勤務手当	特定の職にある職員が臨時または緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 1回につき6,000円を超えない範囲	同じ	—	36千円	6,000円

5 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 区 町 村 長	727,200 円 (808,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 950,000 円 / 592,900 円	
	副 市 町 村 長	606,100 円 (638,000 円)	781,000 円 / 573,000 円	
報 酬	議 長	387,600 円 (387,600 円)	510,000 円 / 310,000 円	
	副 議 長	304,200 円 (304,200 円)	455,000 円 / 280,000 円	
	議 員	281,000 円 (281,000 円)	430,000 円 / 260,000 円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(平成29年度支給割合) 3.20月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(平成29年度支給割合) 3.20月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	備 考	808,000円×勤続期間1年につき×500/100 638,000円×勤続期間1年につき×280/100	16,160,000円 7,145,600円	任期毎 任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 数 増 減 数	主 な 増 減 理 由
	平成29年	平成30年	平成29年	平成30年		
普 通 会 計 部 門	一 般	議 会	5	5	0	
	行 政 部 門	総 務	60	60	0	
		税 務	21	19	△2	短時間再任用職員への転換
		民 生	33	32	△1	退職者不補充
		衛 生	21	20	△1	短時間再任用職員への転換
		農 林 水 産	22	23	1	一般職員の配置
		商 工	12	13	1	業務増
土 木	21	23	2	業務増		
	計	195	195	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 68.46人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 72.19人)	
	教育部門	48	45	△3	嘱託員等への転換	
	消防部門	48	48	0		
	小 計	96	93	△3	<参考> 人口1万人当たり職員数 32.65人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 92.21人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道	9	9	0		
	下 水 道	5	5	0		
	そ の 他	23	23	0		
	小 計	37	37	0		
合 計		328	325	△3	<参考> 人口1万人当たり職員数 114.10人	
		[358]	[358]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	3人	11人	16人	24人	12人	18人	36人	61人	48人	52人	44人	0人	325人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	204	205	204	197	195	195	△9(△4.4%)
教育	57	55	53	51	48	45	△12(△21.1%)
消防	48	48	48	48	48	48	－(－%)
普通会計計	309	308	305	296	291	288	△21(△6.8%)
公営企業等会計計	41	40	40	39	37	37	△4(△9.8%)
総合計	350	348	345	335	328	325	△25(△7.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成28年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成29年度	631,957	-24,920	57,988	9.2	12.2

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)全国 市町村 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成29年度	9	31,560	13,498	12,930	57,988	6,443	6,148

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成30年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
いちき串木野市	43.0 歳	346,756 円	561,689円
団 体 平 均	44.2 歳	341,066 円	541,255円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

いちき串木野市（水道事業）	いちき串木野市（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（平成29年度） 1,437千円	1人当たり平均支給額（平成29年度） 1,628千円
（平成29年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 （1.45）月分 （0.85）月分	（平成29年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 （1.45）月分 （0.85）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算：5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算：5～15%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成30年4月1日現在）

いちき串木野市（水道事業）	いちき串木野市市（一般行政職・団体平均等）
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置定年前早期退職特例措置 ・役職加算 5～15% 1人当たり平均支給額 ー 千円 ー 千円	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置定年前早期退職特例措置 ・役職加算 5～15% 1人当たり平均支給額 13,967千円 20,589千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成29年度決算）	ー 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	ー 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
ー	ー %	ー 人	ー %

エ 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成29年度決算）	ー 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	ー 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成29年度）	ー %			
手当の種類（手当数）	2			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成29年度決算）	左記職員に対する支給 単価
年末年始勤務 手当	従事職員	年末年始の休日において市 長が特に指定する業務	千円 ー	日額2,600円（当該業務が4 時間未満の場合は1,300円）
用地交渉手当	従事職員	公共用地取得の交渉業務	ー 千円	日額300円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成29年度決算）	1,458千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	162千円
支給実績（平成28年度決算）	1,547千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	221千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成29・28年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （平成29年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額 （平成29年度決算）
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者 10,000円 ・ 配偶者がいない場合の1人目 10,000円 ・ 上記以外の場合 8,000円 ・ 配偶者がいない場合の父母等1人目 9,000円 ・ 上記以外の場合 6,500円 ・ 16歳から22歳までの子がいる場合 5,000円 	同じ	—	2,054千円	228千円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 借家・借間居住者（家賃月額12000円を超える場合に限る） 最高額 27,000円	同じ	—	314千円	35千円
通勤手当	片道2km以上の職員に対し通勤距離に応じて支給 3,500円～13,700円	同じ	交通用具使用に係る使用距離区分と支給額	360千円	40千円
管理職手当	管理監督の地位にある職員のうち規則で定める職にある職員に支給 40,000円	同じ	—	480千円	53千円